

# 県大教職員組合ニュース 第89号

2017 (第1号) 2017年7月19日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会  
Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

## 第11回定期大会終わる！

第11回定期大会が2017年6月26日(月)に静岡県立大学小講堂にて開催されました。本学教職員組合は2007年3月30日に結成大会を行い、早11年目を迎えます。ご出席いただいた組合員の方々、また、委任状をご提出いただいた組合員の方々には、心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

2007年4月以降、法人化後の大学の教育・研究環境、そして、大学を取りまく社会情勢など、今、大学を取り巻く状況は大きく変わってきております。また、大学の老朽化など、早急に取り組まなければならない課題も山積しております。

熊澤執行委員長は、2017年度活動方針として以下の4点をあげ説明し、全会一致で承認されました。

1. 教育・研究環境の整備について、
2. 人事制度の整備について、
3. 外部資金間接経費の有効利用と教育・研究の発展、
4. 過半数組合としての組合活動の充実

組合集会では、学内の部局等が抱えている課題の情報共有が改めて重要であることを強く感じました。今回の集会の成果を、今後の大学発展に繋げましょう。

以下、第11回定期大会の議事運営報告を掲載いたします。円滑な議事進行にご協力いただき、本当にありがとうございました。

### 1 議長団選出

司会の齋藤副執行委員長による開会の挨拶の後、議長団を選出した。会場からの立候補を募った後、執行部からの推薦により議長に高畑氏(国際関係学部)、副議長に館山氏(短期大学部)が提案され、満場一致で選出された。

### 2 大会の成立について

出席者数を確認して委任状の数を合計したところ、開会時点にて組合員数238名の過半数を超える153名の参加が確認され、大会の成立が宣言された。

### 3 来賓あいさつ

#### (静岡大学教職員組合 前執行委員長 鳥畑与一様)

静岡大学も 2004 年に法人化された。それ以降、運営基本金が削減され、財政難となっている。教員の人件費が削減され、退職した教員のポストを埋めることができず、カリキュラムの維持が困難になっている。また、様々なプロジェクトに挑戦するということもあり、仕事が多様化、複雑化しており、職員の時間外労働が深刻化している。そうした中、静大では、法人化以降、教職員組合員が減少（400 名→260 名）している。しかし、これまでの組合運動の成果を活かしながら、劣悪する労働環境の改善を目指している。現在、静大は過半数組合ではないため、過半数代表と組合が協力して要求を出している。例として、「事務職員の浜松から静岡へ通勤する際の新幹線代が出なかったが、全額支払われるようにする」「パートタイムの非常勤職員のヒアリング」「労働契約法に法って、5 年を超える非常勤職員が 5 年を超えて働き続けることができるようにする」「定年を迎えた職員のフルタイムでの再雇用を認める」「特任教員の任期を 5 年から 10 年に延ばす」といったことを実現した。今後も大学の発展のために、静岡県立大学の教職員組合とも様々な交流をしていきたい。

### 4 執行委員長挨拶

まず、菅執行委員長より挨拶があり、「1 年間の組合活動をふりかえって」と題する挨拶（趣旨は「議案書」1 ページに掲載）がなされた。

### 5 議事

#### 第 1 号議案

##### ・2016 年度活動報告（「議案書」7～21 ページ）

菅執行委員長より 2016 年度（2016 年 6 月 29 日～本日）の活動の概要及び専門部の活動報告がなされた。具体的な活動方針の総括について「議案書」18～21

ページ掲載の内容に沿って説明された。満場一致で承認された。

- 1) 教員の資質向上（サバティカル制度）
- 2) 教育活動にかかわる制度の充実（十分な教員確保）
  - ・内部昇任について、4 月 1 日に 10 件の内部昇任が成立した。
  - ・現在は任期付き教員の制度について見直しを行っている。平成 24 年法律第 56 号に労働契約法に基づき、有期労働契約を無期労働契約に転換させるための仕組みを導入し、雇止めをなくす。任期について学則を変えている大学がほとんどであり、本学も「任期満了後の後任の公募または昇任人事の応募を可とする」という文言が学則に入ることになっている。今後は事務職員の雇止めについても考えていかなければならない。
- 3) 安全・安心な教育研究環境の確保（十分な防災対策、施設設備の老朽化）
  - ・修繕が必要な箇所を把握するために、写真の収集を行った。法人に対し修繕を要求するためにエビデンスの収集が必要であり、今後も引き続き組合員の協力を求めたい。
- 4) 教員の研究活動への専念（事務作業の軽減）
  - ・事務職員、特にプロパー職員の組合加入を呼びかけていきたい。

#### 第 2 号議案

##### ・2016 年度決算報告

##### (別刷 第 2 号議案 2016 年度決算報告)

大久保委員（会計）より、2016 年度の決算（収入 7,422,450 円、支出 2,917,903 円、差し引き 4,504,547 円の翌年度繰り越し）が報告され、満場一致で承認された。

### 第3号議案

#### ・2016年度会計監査報告（「議案書」25ページ）

2016年度監査委員（薬学部小郷氏 看護学部石川氏）より会計監査の結果が報告され、使途及び会計処理が適正であることが確認された。また、公認会計士白岩先生による「年度決算書に関する合意された手続きの実施報告」（23, 24ページ）がされたことについて報告があった。満場一致で承認された。

### 第4号議案

#### ・2017年度役員選出について （「議案書」26～27ページ）

梅本議長により、2017年度執行部役員について会場から立候補を募った後、森副執行委員長より2017年度執行部役員の執行部案が提示され、無記名による信任投票を実施した。2016年度の選挙管理委員会による開票の結果、満場一致で信任された。同時に執行部役員は解任が宣言された。

その後、同様に2017年度監査委員および選挙管理委員について会場から立候補を募った後、執行部案が提示され、無記名による信任投票を実施。満場一致で信任された。これにより2016年度執行部役員及び監査委員の解任が宣言された。

選挙の途中、選挙管理委員の岸氏が退席したため、経営情報学部の湯瀬氏が代理を務めた。これに対しては、賛成多数で承認された。

### 第5号議案

#### ・2017年度活動方針（「議案書」28ページ）

熊澤新執行委員長から、「議案書」28ページに基づき、2016年度の活動方針が説明された。主な内容は、1. 教育・研究環境の整備について、2. 人事制度の整備について、3. 外部資金間接経費の有効利用と教育・研究の発展、4. 過半数組合としての組合活動の充実であることが説明され、満場一致で承認された。

### 第6号議案

#### ・2017年度予算（案）（「議案書」29ページ）

江上委員（2016年度会計）より、2017年度予算（案）について説明があり、収入7,505,147円、支出3,625,000円（事務費1,945,000円、活動費1,680,000円）の予算案が確認され、満場一致で承認された。

すべての議案は過半数を超える賛成で可決された。

#### 質疑応答

- 国際関係学部ファイファー氏より、非常勤講師の雇用について  
菅委員長→今後、事務職員と非常勤講師についても対応していく。ステップとしては団体交渉で法律に対応するよう要求していく。他大学の情報を集めていく。
- 国際関係学部青山氏より、外国人の非常勤講師の任期が終了すると雇止めになるため、多くの教員が切実な悩みを抱えている。何かしてもらえないのか。  
菅委員長→大学が雇用している場合は、対応しなくてはいけない。今後、要求していく。
- 佐々木委員より、組合では顧問弁護士を雇用している。様々な案件に対応してくれるので、ぜひ活用してほしい。
- 短期大学部部中澤氏より、プロパー職員の組合への加入現状はどうなっているのか？  
菅委員長→教職員組合にも県の組合にも入っていない。勧誘はしており、今後加入を求めている。また、事務職員の雇用体制も守っていきたい。
- 国際関係学部梅本氏より、毎回団交で理事長が出てこないというやり取りがあったが、何か展望があるのか。  
菅委員長→月に1～2回しか理事長は大学に来な

いので、大学運営に支障はないかを心配していたが、役員会は開かれており問題ないという返答であった。本来、理事長は県から大学の予算を獲得するなどの仕事を行うのがあるべき姿である。その点については追及すべきであった。

佐々木執行委員→理事長が4月に退任したことで、業務が滞るなどの損害があった。本来であれば3月か9月末の退職であり、年度途中の退任は今後のこともあり避けてほしい。

梅本氏→役員会が月に1回しかないため、人事が進まないことが常態化している。大学運営の権限がきちんと執行していかなければならないが、10年間行われてこなかった。それを念頭に置き、新しい執行委員に追及してもらいたい。

➤ 国際関係学部北野執行委員より、内部昇任が止められていたため、今まで昇任したくてもできなかった教員が多数いる。今回の昇任の際に、一度に承認を認めることを渋ったと聞いている。今後の団交で要求してほしい。

➤ 国際関係学部の青山氏より、施設の老朽化が問題となっているが、どの程度現状と理想がかけ離れているのか。今後、修繕を要求していくとあるが、展望はあるのか？

熊澤新執行委員長→食品栄養科学部は管理栄養士の養成施設であるが、施設基準のいくつかを満たされておらず、現状、法律違反となっている。大学に訴えているが改善されていない。昨

年組合を通じて訴えたことで少し前進したが、まだ不十分である。

食品栄養学部市川氏→管理栄養士の養成校としての大学設置基準がある。本来は平成16年の3月31日をもって完成していなければならなかったが、平成17年4月の時点で未完成であった。少しずつは進んでいるが、現在完成度としては3割から4割といったところ。

熊澤新執行委員長→現在、厚生労働省からの査察が来たら、管理栄養士の認可が下りない状況である。そのことを大学に訴えていく。教職員組合を通じてプレッシャーをかけていきたい。佐々木執行委員→県大に入学する高校生はアカデミックなものを求めている。それに答えていく必要がある。理事長に現場を見てもらうことを求めていく。

## 6 新執行委員長・執行委員の挨拶

熊澤新執行委員長から組合員に、今後の一層の協力を願う挨拶が行われた。これに伴い、新執行委員が壇上に上がり紹介された。

## 7 閉会

高畑議長から、全ての日程が終了したことが確認され、閉会が宣言された。

以上

# 2017 年度役員が決定いたしました

第11回定期大会で、以下のとおり、執行委員・監査委員・選挙管理委員が決定いたしました。任期は第12回大会（2018年6月末開催予定）までとなります。組合の運営には組合員皆様ひとりひとりのご協力が必要となります。なにとぞよろしくお願ひいたします。

## 執行部（13名）

執行委員長	熊澤 茂則	食栄
副執行委員長	武藤 伸明	経情
副執行委員長	福島 恭子	看護
書記長	佐々木 隆志	短大
書記次長	園田 明人	国際
書記次長	新井 映子	食栄
会計	江上 寛通	薬
会計補佐	飯野 勝己	国際
会計補佐	川島 貴美江	短大
執行委員	橋本 博	薬
執行委員	森 勇治	経情
執行委員	三崎 健太郎	看護
執行委員	丹羽 康夫	食栄

## 監査委員（2名）

監査委員	新井 英一	食栄
監査委員	大久保 誠也	経情

## 選挙管理委員（3名）

選挙管理委員	小郷 尚久	薬
選挙管理委員	高木 静	看護
選挙管理委員	中澤 秀一	短大

## 【組合加入の呼びかけ！】

又、各部局で未加入の教職員の方々への加入の呼びかけ等、よろしくお願ひ申し上げます。

## ご意見をお寄せください！

執行委員会では、本学の労働環境の改善について、組合として解決策を模索し、法人側との交渉をねばり強く続けていきます。できるだけ多くの皆様のご意見・ご提案を反映する形で法人側との交渉を進めてまいります。ぜひとも各部局の執行委員、あるいは組合の電子メールアドレス ([office@shizunion.jp](mailto:office@shizunion.jp)) まで、忌憚のないご意見・ご提案をお寄せください。組合事務局は、月、水、金曜日 10:00~16:00 職員が常駐しております。よろしくお願ひいたします。